

## 議案第100号

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の改正について

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年佐野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年佐野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「した保育士」の次に「若しくは栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

(佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令

和7年佐野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

（佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

（平成26年佐野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の制定に伴い、所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

## 議案第100号参考資料

### 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表 (第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>（<u>幼保連携型認定こども園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては<u>認定こども園法第27条の2第1項各号</u>、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する<u>認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

### 佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

#### (第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士<u>若しくは栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）又は保育士と同等以上の知</p>

(1)・(2) (略) 3・4 (略)	識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3・4 (略)
------------------------	--

### 佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

#### (第3条関係)

現 行	改 正 案
(虐待等の防止)  第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の防止)  第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員)  第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。	(職員)  第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)

佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士<u>又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>